

# 特集 文教施策の進展

## ●平成3年度の展望

解説	■総説	6
	文教施策の総合的推進／文教関係の税制	
	■生涯学習の推進	8
	生涯学習の概況／生涯学習の基盤整備／生涯学習と学校／社会教育の振興	
	■初等中等教育	12
	初等中等教育の概況／教育内容・方法の改善／生徒指導の充実／健康教育の充実／国際化・情報化への対応／高等学校教育の改革／幼稚園教育・職業教育・特殊教育の振興／よりよい教科書の提供／学級編制の改善等教育条件の整備／教員の資質能力の向上／海外子女教育・帰国子女教育の充実／同和教育の振興	
	■高等教育	24
	高等教育の概況／大学設置基準の大綱化と自己評価システムの導入等／大学院の充実と改革／高等教育の整備の在り方／社会的要請を踏まえた人材養成／大学入学者選抜の改善／国立大学の整備等／育英奨学と就職協定	
	■私立学校	30
	私学助成	
	■学術研究	32
	学術行政の概況／科学研究費補助金の拡充／若手研究者の育成／学術研究体制の整備／重要基礎研究の推進／学術研究の社会的協力・連携の推進	
■国際交流・協力	36	
国際交流・協力の概況／教育・学術・文化等の国際交流・協力／留学生交流の推進／外国人に対する日本語教育の振興		
■スポーツの振興	40	
スポーツ行政の概況／生涯スポーツの充実／競技スポーツの振興／学校における体育・スポーツの充実		
■文化	44	
文化政策の概況／芸術文化の振興／国語・著作権・宗務／文化財の保存と活用		
資料	■平成3年度予算額	48

■知の宝庫—博物館		■焦点—文教施策	60
名古屋科学館生命館	1	■ことばの小箱／やさしい教育用語の解説	70
■まつり風土記高山祭り(岐阜県)	4	■私の選ぶ一冊	71
■名作シリーズ浮絵三囲之図	表紙2	■ふるさとのうた美しき天然	72
■文化財紹介		■科学のひろば国立極地研究所①	74
小千谷縮布・越後上布	表紙3	■海外教育ニュース	76
■ニューススポーツ・レクリエーション		■郷土に生きる教育家群像④長崎県	78
フライングディスク	54	■鑑賞席ドイツ・トゥルファン探検隊	
■人・この道小島 功	56	—西域美術展	82
■わがまちの教育・文化⑩		■読者からのたより／お知らせ	83
大分県湯布院町	57	■編集後記	84

イラスト／赤羽根秀一・内部敬生・須田博行

# 文化

## 1 文化政策の概況

近年、経済生活の向上、自由時間の増大等を背景として国民の文化に対する関心が強まりをみせ、多様で豊かな文化活動が各地で活発に展開されている。また、国際的にも我が国が文化面で応分の貢献をすることが緊急の課題となっている。

もとより、芸術文化活動は国民自らがその主体性と創意に基づき行っていくものであり、文化政策の役割は、個人や民間の活動を補い、全体として調和のある文化の振興が図られるよう基盤を整備し、芸術文化活動を側面から支援していくことにある。文化庁としてはこうした基本的な立場から、「文化基盤の幅広い整備」、「芸術活動の奨励援助」、「国民の文化活動の拡充と地域の文化の振興」、「文化財の保存と活用」、「文化の国際交流」等を政策の柱として芸術文化振興の諸条件を整えるため

めてきた。

特に平成三年度には、民間企業等の協力を得てオーケストラ、オペラ、バレエ等の分野の優れた舞台芸術公演を支援する「芸術活動の特別推進事業」を引き続き拡充することとし、公演数の増加および演劇部門の新設などを予定している。

また、二一世紀に向けて、次代を担う芸術家の養成、確保が重要であることにかんがみ、芸術家の養成、研修に関する施策として、我が国の若手芸術家の国内や海外における研修機会や、海外の若手芸術家に我が国での研修・交流の機会を提供する「芸術フェロシップ」を実施しているところである。

平成三年度においては、特に国内の新進芸術家の研修活動を支援するため、これまでの「芸術家国内研修」制度を改善充実し、特定研修施設における研修のほか、自己研さんを加えた研修活動に要する経費を負担する「芸術インターンシップ」制度を創設する予定である。

このほか、映画芸術の拠点として、東京国立近代美術館フィルムセンターの機能を充実することとし、アジア諸国映画フィルム収集事業、優秀映画鑑賞全国ネットワーク事業、国際映画シンポジウム等の開催および映画フィルム等の整備等の諸事業を引き続き推進する。

の施策の推進を図っているところである。

また、広く国民が芸術文化に親しみ、自らの手で新しい文化を創造していける基盤を整備していくため、昨年三月末、政府出資金五〇〇億円と一〇〇億円を用途とする民間拠出金をもって創設された芸術文化振興基金は、その運用益により、①国民に親しみやすい現代舞台芸術公演や映画の製作活動、②新たな分野を開拓する先駆的・実験的な芸術創造活動、③地域の文化施設が主催したり、住民が主体的に企画・参加する公演・展示活動、④地域の文化財の保存・活用事業、など多彩な芸術文化活動に対する幅広い助成を平成二年度より開始し、平成三年度においては、さらにこれを強化することとしている。

以下、平成三年度における施策の具体的な内容について述べる。

## (2) 地域における文化振興

最近、地域に根ざした伝統文化の継承や地域の特色を生かした新しい文化の創造などを通じて地域の活性化を図ろうとする動きが活発になっており、このような動きに対応した地域の文化振興施策の充実が求められている。これにこたえ、地域における特色ある文化活動の展開を促進するため、地域文化振興のモデルとなる地域を選定して、特色ある文化事業を文化庁と地方公共団体等との共催により実施する「地域文化振興特別推進事業」を引き続き実施し、地域における文化団体等の個性豊かな各種文化事業の水準向上・活性化を促進し、その定着を図っていく。

また、地域において優れた芸術の鑑賞の機会を確保するため、こども芸術劇場等の舞台芸術の巡回公演、美術作品の巡回展を引き続き実施すると同時に、国民一般が行っている文化活動の全国的な発表の場である「国民文化祭」を一月一六日から二五日まで千葉県で、高校生による芸術文化活動の総合的な発表の場である「全国高等学校総合文化祭」を八月一日から四日まで香川県でそれぞれ引き続き開催する予定である。

また、国民の多様な文化に対する要望にこたえ、文化財や地域の文化活動に関する情報を国民に提供するシステムの在り方について

## 2 芸術文化の振興

### (1) 芸術創作活動の推進

芸術は文化の精華であり、芸術活動がどのように展開されているかはその国の文化の水準を示すものである。

文化庁においては、芸術創造活動を積極的に進めていくため、従来から芸術家に意欲的な発表の機会を与えるための「芸術祭」を開催し、また、我が国の中核的な芸術関係団体の行う定期公演等基幹的事業について、「民間芸術等振興費補助金」により助成を行っているが、これに加えて昭和六一年度以降六三年度までの間に、「日米舞台芸術交流事業」、「優秀舞台芸術公演奨励」、「芸術活動特別推進事業」といった多彩な援助事業を次々に開始し、邦人による創作作品の上演等優れた芸術活動に対する助成を強化し、芸術水準の向上に努

調査研究をさらに推進する予定である。

さらに、平成元年度から行っている国民文化国際交流事業を拡充して実施し、地域レベルでの文化の国際交流の一層の活性化を推進する。

### (3) 第二国立劇場(仮称)の整備促進

オペラ、バレエ、ミュージカル、現代舞踊、現代演劇等我が国現代舞台芸術の振興・普及活動の中核となる第二国立劇場(仮称)については、長年の懸案であった用地問題が平成二年三月に解決した。そこで特殊法人日本芸術文化振興会と隣接民間地権者が共同して、第二国立劇場(仮称)およびその周辺を文化的な環境とするため、都市計画法上の特定街区制度を導入する構想を進め、平成二年一月には東京都において都市計画案としてまとめられ公表された。

今後、環境アセスメントの諸手続きを進め、都市計画決定が行われ次第、平成三年度中には本格的な建設工事に着手する予定である。

## 3 国語・著作権・宗務

## (1) 国語施策の推進

国語審議会では、「現代仮名遣い」に関連する事項として昭和六二年一月以降、外来語の表記の問題を取り上げ、審議を行っていたが、平成二年三月、外来語表記委員会試案として「外来語の表記(案)」を公表して広く各方面の意見を聞くなど慎重な審議を重ね、平成三年二月には「外来語の表記」の答申を行ったところである。

なお、この答申を受けて「外来語の表記」についての内閣告示・訓令が定められる予定であり、これに関する説明協議会を平成三年秋に開催することとしている。

また、美しく豊かな言葉を普及するため、冊子とビデオテープを作成・配布し、国語に関する認識を深め、国語を大切にする意識を高めていく。

近年、国際交流の進展に伴い、国内外に日本語学習者が増大し、その学習目的も多様化してきているが、このような状況に対応するため、日本語教育機関の実態調査を行うとともに、日本語教育指導者に対する研究協議会の開催、日本語教育指導方法の改善のための

調査研究等を実施する。

また、中国帰国者に対する日本語教育についても、教材の作成・配布、日本語指導者に対する研修会・研究協議会等を実施し、その充実に努める。

## (2) 著作権施策の推進

情報伝達技術の進歩や社会的・国際的情勢の変化に対応して、これまでも逐次著作権制度の整備・充実に努めてきたところであるが、今国会(第一二〇国会)には、著作権隣接権の保護の充実のため、①外国の実演家およびレコード製作者への貸与権の付与、②著作権隣接権の保護期間の三〇年から五〇年への延長、③レコード保護条約加入前の輸入盤レコードの無断複製等の防止の三点を内容とした著作権法の一部改正法案を提出しているところである。

このほか、現在、コンピュータ創作物に関する著作権問題や私的録音・録画問題等に関して、著作権審議会で、種々検討が進められている。

他方、著作権の国際的保護の推進の観点から、世界的所有権機関(WIPO)における検討や、ガットのウルグアイ・ラウンドにおける貿易関連側面からの知的所有権の保護の在り方に関する交渉等にも積極的に参加し

ている。

## (3) 宗務行政の推進

宗務行政については、宗教法人の規則等の認証、都道府県における認証事務に対する指導、宗教法人の管理運営の適正化を図るための研修会等を実施するとともに、新たに宗教法人情報の整備を進めるほか、宗務時報および宗教年鑑を発刊している。

平成三年度には、宗教法人の認証事務の指導等の充実に努めるとともに、宗教法人の事務指導のための視聴覚教材(ビデオ)を作成し、所轄庁等を通じて宗教法人の研修会等への活用を図り、宗教法人の管理運営の一層の適正化を図る予定である。

## 4 文化財の保存と活用

文化財は、我が国の歴史、文化等の正しい理解のために欠くことのできないものであり、また、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであつて、その適切な保存・活用を図ることは極めて重要なことである。

文化庁では、文化財のうち重要なものを重要文化財、史跡名勝天然記念物、重要伝統的建造物群保存地区等として指定・選定するとともに、それらの文化財に関して、有形の文化財の場合はその保存修理、買上げ等に対し、また、無形の文化財の場合はその伝承者の養成、記録の作成等に対し補助等を行い、その保護に必要な措置を講じている。

## (1) 文化財の指定等

平成二年度の指定・選定では、明治後期の洋風建築として価値の高い旧金澤陸軍兵器支廠の重要文化財(建造物)指定、平安後期壇像彫刻の優品である京都仁和寺木造薬師如来坐像の国宝(美術工芸品)指定、弥生時代の大規模な環濠集落遺跡として全国的に有名になった吉野ヶ里遺跡の史跡指定、我が国の伝統的な染織技術である紬織の重要無形文化財指定、生業の発展等を祈願する行事の典型的なものとして角館祭りのやま行事の重要無形

## (2) 文化財保護施策の充実

平成三年度には、吉野ヶ里遺跡を含む史跡等の公有化を推進すると同時に、国民がふるさとの歴史や伝統的な文化と触れ合い、これに慣れ親しむ場として活用するため、ふるさと歴史の広場事業をさらに拡充して実施する予定である。また、埋蔵文化財の範囲、性格、遺構の状況等を把握し、発掘調査等の迅速化を図るため遺跡発掘事前総合調査(遺跡カルテ)の作成事業を行う予定である。

さらに重要文化財建造物について、檜皮、こけら、茅葺き等の緊急屋根葺き替え事業、取り壊しの危機に直面している日本近代化遺産に対する総合調査を行うほか、重要文化財美術工芸品について、瑞巖寺障壁画の保存修理事業、伝統的建造物群保存地区のうち延焼の危険性が高い地区に対する防災施設整備事業等を行う予定である。また、重要無形文化財や文化財保存技術の伝承者養成について、引き続き助成を行うとともに、文化財保護の地方の担当者に対する各種の研修会を開催するなど、人材の養成と確保を図る。

国立博物館においては、平成三年度に、「日本の詩歌」(東京国立博物館)、「日本伝世の中国陶器名品展」(京都国立博物館)、「壇像」(「正倉院展」(奈良国立博物館)等の特色ある

展示会を開催するほか、文化庁、国立文化財研究所とともに、全国文化財情報ネットワーク構築のための調査を引き続き行うなど、その事業の充実を図る。また、伝統芸能等の公開の場である国立劇場の施設の老朽化に対処するため、客席等の改修工事を新たにを行う予定である。

## (3) 国際交流事業の推進

文化財保護に関する国際交流事業としては、従来の文化財の保存修復に関する専門家の派遣・招へい、中国敦煌文化財保存修復への協力事業、アジア太平洋地域文化財建造物に対する保存修復協力事業、アジア諸国博物館・美術館研究協力事業等を実施するほか、日本古美術品の保存修復を含む、スミソニアン研究機構との国際研究交流等の拡充を図る予定である。

また、我が国の優れた文化財を外国に紹介し、日本の歴史・文化に対し理解を深めるため、大英博物館において「鎌倉彫刻展」を行うなど日本古美術品の海外展を文化庁主催で開催する予定である。

# 特集 ●文化財の 保存と活用

●座談会  
**文化財保護と地域社会**

(出席者)秋田 豊 / 郵築 健 / 岩瀬良三 / 三隅治雄 / (司会)小林孝男

●随想

二つの無形文化財について—— 上山春平

●論文

近年の考古発掘の成果—— 須田 勉

町づくりに活かす文化財—— 三宅正廣

●エッセイ

「色彩論」にみちびかれて—— 志村ふくみ

●体験記

東大寺仁王像の修理を終えて

●現地レポート

「ふるさと歴史の広場」

人・この道—— 中村邦子

わがまちの教育・文化—— さむらいマラソン(安中市)

郷土に生きる教育家群像—— 岐阜県

ニーススポーツ・レクリエーション

シャフルボード

▽今月号の特集は、文教施策の進展として、平成三年度の文教施策について、関係局課に執筆を願った、内容を紹介しております。これらの施策が読者のみなさまに直接関係するものではないと思いますが、我が国の教育・学術・文化・スポーツの各分野における施策の推進を、文部省がどのように取り組もうとしているのか、この特集を通じて知っていただけのものであると思います。

▽通勤の途中で、ピカピカのランドセルを背負い、楽しそうに学校に向かう新入生に出会うことが多いこのごろです。この子どもたちの

夢と希望を読者のみなさまとともに確かに受けとめ、二世紀を力強く生きていけるように心身ともに健やかに成長することを切に願っています。

▽また、読者の中にはこのたび、新しく教職員となったかた、退職をされたかた、転任をなされたかたなどたくさんいらっしゃると思いますが、健康に十分注意され、新しい生活環境に一日も早く慣れ、それぞれの立場で十分にご活躍されることを願うとともに、引き続き本誌のご愛読も併せてお願いしたいと思います。(S・K)

### 投稿歓迎

- 投稿規定
  - ① 一件につき四〇〇字以内
  - ② 住所、氏名、年齢、職業、電話番号を明記(誌上匿名可)
  - ③ 掲載分には薄謝進呈
- 送り先
 

※文章を一部手直しさせていただくことがあります。

〒100 東京都千代田区霞が関三―二―二

文部省大臣官房政策課「文部時報」編集部

MESC 61 月刊

文部時報 4月号

第1371号

平成3年4月10日印刷  
平成3年4月10日発行

- 著作権所有——文部省◎
- 発行所——株式会社 **ぎょうせい**

本社 〒104 東京都中央区銀座7丁目4番12号  
(営業所) 〒162 東京都新宿区西五軒町4-2  
電話 03-268-2141(代表) 振替口座 東京9-161番
- 印刷所——株式会社行政学会印刷所

定価500円(本体485円)(〒61円)  
年間購読料6,000円(〒共)

・ただし、増大号、臨時号の場合は別に代金を申し受けます。  
・なお、購読のお申し込みは直接営業所またはよりの書店をお願いします。

●本誌の掲載文のうち、意見にわたる部分については、それぞれ筆者個人の見解であることをお断りいたします。